

平成25年第1回三鷹市議会定例会提出議案概要その2

番 号	件 名 及 び 内 容																																									
1	<p data-bbox="352 533 1094 566">三鷹市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例</p> <p data-bbox="352 651 1359 808">1 退職手当の基本額の支給率の見直し 普通退職の場合と定年退職等の場合の退職手当の支給率を統合し、次のとおり改めるとともに、最高支給率を45月（現行の普通退職の場合50月、定年退職等の場合59.2月）に引き下げることとした。</p> <table border="1" data-bbox="416 813 1294 1115"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期間</th> <th colspan="2">支給率（1年につき）</th> </tr> <tr> <th>現行（定年退職等）</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以上10年以下</td> <td>100分の140</td> <td>100分の 90</td> </tr> <tr> <td>11年以上15年以下</td> <td>100分の190</td> <td>100分の130</td> </tr> <tr> <td>16年以上30年以下</td> <td>100分の200</td> <td>100分の160</td> </tr> <tr> <td>31年以上33年以下</td> <td>100分の150</td> <td>100分の150</td> </tr> <tr> <td>34年以上</td> <td>100分の 60</td> <td>100分の 50</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="352 1122 900 1155">2 退職手当の調整額の点数の見直し</p> <table border="1" data-bbox="416 1160 1062 1458"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号区分</td> <td>20点</td> <td>35点</td> </tr> <tr> <td>第2号区分</td> <td>15点</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>第3号区分</td> <td>10点</td> <td>25点</td> </tr> <tr> <td>第4号区分</td> <td>6点</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>第5号区分</td> <td>3点</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>第6号区分</td> <td>0点</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="416 1464 1158 1498">※退職する前20年間における在職1月当たりの点数</p> <p data-bbox="352 1505 916 1538">3 その他規定を整備することとした。</p> <p data-bbox="352 1545 580 1579">4 施行期日等</p> <p data-bbox="389 1585 1091 1664">(1) 施行期日 平成25年4月1日（以下「施行日」という。）</p> <p data-bbox="389 1671 1359 1872">(2) 経過措置 ア 退職手当の基本額の支給率 施行日から平成26年3月31日までの間に普通退職する職員及び施行日から平成27年3月31日までの間に定年退職する職員等に対し、経過措置を設けることとした。</p> <p data-bbox="416 1879 1359 2036">イ 退職手当の調整額の点数 施行日から平成27年3月31日までの間に定年退職する職員等及び行政職給料表(2)の適用を受ける職員のうち任命権者が特に必要と認めるものに対し、経過措置を設けることとした。</p>	期間	支給率（1年につき）		現行（定年退職等）	改正後	1年以上10年以下	100分の140	100分の 90	11年以上15年以下	100分の190	100分の130	16年以上30年以下	100分の200	100分の160	31年以上33年以下	100分の150	100分の150	34年以上	100分の 60	100分の 50	区分	現行	改正後	第1号区分	20点	35点	第2号区分	15点	30点	第3号区分	10点	25点	第4号区分	6点	20点	第5号区分	3点	15点	第6号区分	0点	10点
期間	支給率（1年につき）																																									
	現行（定年退職等）	改正後																																								
1年以上10年以下	100分の140	100分の 90																																								
11年以上15年以下	100分の190	100分の130																																								
16年以上30年以下	100分の200	100分の160																																								
31年以上33年以下	100分の150	100分の150																																								
34年以上	100分の 60	100分の 50																																								
区分	現行	改正後																																								
第1号区分	20点	35点																																								
第2号区分	15点	30点																																								
第3号区分	10点	25点																																								
第4号区分	6点	20点																																								
第5号区分	3点	15点																																								
第6号区分	0点	10点																																								

